

申し込みの注意事項

(1) 申請前

- ①乳幼児健診で保健師等からお子さんの心身の障がいや発達面の課題について助言があった場合、受入体制等を考慮する必要があります。申請時に必ずお申し出ください。
- ②申請前に保育施設の見学を行い、保育内容や開所時間、教材等の実費徴収などをご確認いただくことをおすすめしています。見学の申込等は直接施設に連絡してください。入所決定後に辞退をすることのないよう、申請前に十分な検討をお願いいたします。
- ③令和8年度と令和9年4月の入所申請を同時にされているかたが、令和8年度の入所が決定した場合は、令和8年度中の入所が優先となり、令和9年4月の入所申込は自動的に取下げとなります。（令和8年度2歳児クラス児が地域型保育事業に入所決定した場合を除く）

決定日	入所月／年度	決定施設
令和9年1月29日(予定)	令和9年4月(令和9年度)	A保育所に入所決定
令和9年2月中旬	令和9年3月(令和8年度)	B保育所に入所決定
	令和9年4月(令和9年度)	B保育所を継続して利用

この場合、令和8年度の結果を優先するため、令和9年4月A保育所への入所は取消となります。

3月入所が決定したB保育所を4月以降もご利用ください。

取消



4月（一次募集）結果の後に3月の結果が出ますので、ご注意ください。

Q. 4月入所が決まったA保育所を令和9年4月から利用したい場合は？

A. 3月入所の申請期限（令和9年2月5日）までに、令和8年度分の「保育施設入所申込希望変更届」を提出してください

変更方法として、下記の方法などがあります。

- 〈1〉 令和8年度の入所申請を取り下げる。
- 〈2〉 受入予定が出ていない施設へ希望先を変更する。

〈1〉で取り下げた後は、入所保留通知を発行できません。育児休業の延長のため、令和9年3月入所の保留通知が必要な場合は、〈2〉の方法で提出してください。

- ④現在、認可保育施設を利用しているかたが、他の認可保育施設への転所を希望される場合は、新たに申請書類の提出が必要になります。また、4月の転所を希望する場合は、転所の成否に関わらず、現在利用中の施設を3月までに退所しなければならないので、ご注意ください。5月から3月は現在ご利用中の施設に残りながら転所申請が可能です。
なお、育児休業中の継続利用をされているかたは、転所の申込みはできません。（地域型保育事業の令和9年4月転所の卒園児を除く）

(2) 申請後

- ①利用調整の結果（入所決定または保留通知書）は初回のみ交付します。それ以降は、入所が決定した場合のみ、結果をお知らせします。初回の交付以外で、利用調整の結果が必要な場合には、「保育施設 証明発行依頼書」をご提出ください。証明発行依頼書は、幼保企画課窓口で配付しています。市ホームページからも取得できます。
- ②支給認定は申請書の提出から30日以内に認定結果を通知することとされていますが、調整に時間を要し、それ以降の通知となる場合もございます。あらかじめご了承ください。

(3) 入所後

- ①入所後は、お子さんが新しい環境に無理なく慣れるため、通常の保育時間よりも短い時間での保育（慣らし保育）からはじめます（1～2週間程度）。慣らし保育の期間は、お子さんの年齢や状態によって異なります。2週間以上かかることもありますのでご承知おきください。
- ②入所後、年に1回「現況届」をご提出いただき、保育の必要性の確認をします。入所資格の確認書類も年に1回新しくご提出いただきます。
- ③申請内容や添付書類に虚偽があった場合は、入所決定を取り消すことがあります。